

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年7月2日
【会社名】	中外鉱業株式会社
【英訳名】	Chugai Mining Co.Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西元 丈夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	(03)3201-1541(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小原 淳史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
【電話番号】	(03)3201-1541(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 小原 淳史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年6月27日開催の当社第132回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案） >

第1号議案 定款一部変更の件

当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、事業目的について変更を行うものであります。

第2号議案 取締役役8名選任の件

取締役として、西元丈夫氏、佐々木太志氏、小原淳史氏、田中義朗氏、小林寿嗣氏、菊政克美氏、内田雅敏氏、芳永克彦氏の8名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、佐野新吾氏を選任する。

< 株主提案（第4号議案から第9号議案） >

第4号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金1円

第5号議案 中外鉱業株式会社が静岡県伊豆市に保有する持越金山の採掘再開準備の件

「中外鉱業株式会社が静岡県伊豆市に保有する持越金山の採掘再開準備を行う。」

第6号議案 取締役1名選任の件

桂秀光を取締役に選任する。

第7号議案 取締役1名選任の件

山岸宏を取締役に選任する。

第8号議案 監査役1名選任の件

小林節を監査役に選任する。

第9号議案 取締役1名選任の件

稲葉卓夫を取締役に選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第3号議案)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	1,702,088	94,438	-	(注)1	可決 92.64
第2号議案 取締役8名選任の件					
西元丈夫	1,628,271	168,309	-		可決 88.62
佐々木太志	1,648,005	148,575	-		可決 89.69
小原淳史	1,630,815	165,765	-		可決 88.76
田中義朗	1,637,226	159,354	-	(注)2	可決 89.11
小林寿嗣	1,638,275	158,305	-		可決 89.16
菊政克美	1,653,161	143,419	-		可決 89.97
内田雅敏	1,623,764	172,816	-		可決 88.37
芳永克彦	1,624,493	172,087	-		可決 88.41
第3号議案 監査役1名選任の件 佐野新吾	1,502,892	179,089	-	(注)2	可決 87.24

<株主提案(第4号議案から第9号議案)>

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第4号議案 剰余金の処分の件	362,839	1,432,329	1	(注)3	否決 19.76
第5号議案 中外鉱業株式会社が 静岡県伊豆市に保有 する持越金山の採掘 再開準備の件	323,960	1,472,304	1	(注)3	否決 17.63
第6号議案 取締役1名選任の件 桂 秀光	293,510	1,502,754	1	(注)2	否決 15.97
第7号議案 取締役1名選任の件 山岸 宏	288,060	1,508,192	1	(注)2	否決 15.68
第8号議案 監査役1名選任の件 小林 節	163,405	1,518,248	1	(注)2	否決 9.48
第9号議案 取締役1名選任の件 稲葉 卓夫	282,888	1,513,366	1	(注)2	否決 15.39

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上